

学校法人 学文館 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、つぎのように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年7月15日 ～ 令和6年7月14日までの3年間

2 内 容

目標：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数をひとり当たり
年間6日以上とする。

<対策>

- 令和3年7月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和4年3月 ～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 令和4年9月 ～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和5年1月 ～ 計画を確実に実行する